

設 計 図 書

工事番号	7 相連教第 4 8 9 号
工 事 名	和東小学校公共下水道接続工事
工事場所	相楽郡和東町大字園地内
工 期	平成 2 7 年 8 月 3 1 日限り

特記仕様書

工事番号	7 相連教第 4 8 9 号
工 事 名	和東小学校公共下水道接続工事
工事場所	相楽郡和東町大字園地内
工 期	平成 2 7 年 8 月 3 1 日限り

第 1 条 本工事の施工にあたっては、「土木工事共通仕様書（案）（平成 1 6 年 2 月）」（以下「共通仕様書」という。）、「土木構造物標準設計」（国土交通省）及び「土木工事標準設計図集」（近畿地方整備局）によるものとする。

第 2 条 共通仕様書に対する特記事項は、次のとおりとする。

第 1 章 総則

1-1 標示板の設置

請負者は、工事の施工にあたって、工事現場の公衆が見やすい場所に、工事の目的、工事名、工事場所、工期、請負者名、発注者名等を記載した標示板を設置しなければならない。

（標示板の記載例）[工事表示板]

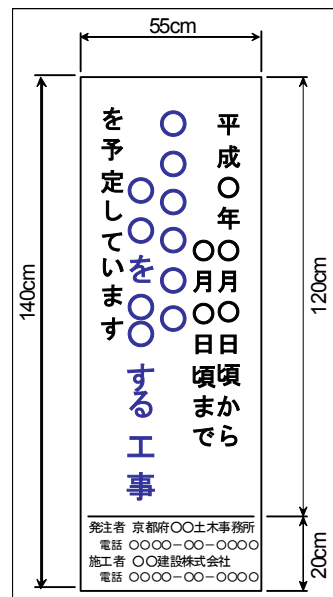
工事内容：下水道に接続しています
工事種別：下水道工事



※発注者を相楽東部広域連合教育委員会に変更すること。

設置位置	<ul style="list-style-type: none"> ・工事区間の起終点に設置する。 ・単線規制を行う場合には、規制区間の起終点にも設置する。 ・ドライバー等の視認性を考慮した箇所に歩行者等の支障にならないように設置する。
設置期間	<ul style="list-style-type: none"> ・路上工事開始から路上工事終了までの間設置する。
規格色彩等	<ul style="list-style-type: none"> ・「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、「〇〇工事」等の工事種別は、青地に白抜き文字とする。 ・「〇〇をしています」等の工事内容、工事期間は、青色文字とする。 ・工事種別、工事内容については、別表2を参考に記載する。 ・その他の文字及び線は、白地に黒色とする。 ・線の余白は2cm、線線の太さは1cm、区画線の太さは0.5cmとする。 ・道路上に設置する場合は必要に応じ高輝度反射式または同等品以上のものとする。 ・道路上に設置する場合は必要に応じ外枠に緩衝材（ソフトカバー）を付けること。

※発注者を相楽東部広域連合教育委員会に変更すること。



[工事情報看板]

設置期間	<ul style="list-style-type: none"> ・路上工事を開始する1週間以上前から路上工事を開始するまでの間設置する。
設置位置	<ul style="list-style-type: none"> ・予定されている路上工事に関する工事情報を歩行者、沿道住民へ提供するため、歩道に設置する。 ・ドライバーから看板内容が見えないよう、歩道側に向けて設置する。
規格色彩等	<ul style="list-style-type: none"> ・色彩は、「平成〇年〇月〇日頃から」、「〇〇〇を〇〇する工事を予定しています」等の工事内容については青色文字とする。 ・工事内容については、別添を参考に記載する。 ・その他の文字及び線は、白地に黒色とする。 ・道路上に設置する場合は必要に応じ外枠に緩衝材（ソフトカバー）を付けること。
摘要	<ul style="list-style-type: none"> ・1日で完了する軽易な工事、歩道のない箇所については設置しない。 ・設置の要否は沿道環境を考慮し個別に判断。 ・工事開始時に速やかに撤去すること。

職員の承諾を得るものとし、設計変更の対象とする。

2-2 再生材の利用について

本工事については、下表のとおり再生資材を使用する。

ただし、再生材製造工場の都合等により下表の再生資材の使用が困難な場合については、監督職員と協議の上、新材とするものとし、設計変更の対象とする。

資材名	規格	用途	備考
再生クラッシャーラン	RC-40(30)	路盤	
	RC-40	構造物の基礎	
	RC-40	コンクリートブロック張(積)・石張(積)の天端工及び胴込・裏込材	
再生加熱アスファルト混合物	粗粒度アスコン	基層	
	密粒度アスコン	表層	
	細粒度アスコン	表層	

なお、再生資材を使用する場合は、以下により品質管理が適正であるか確認の上使用すること。

- 1 上表再生資材を路盤材又は舗装材として使用する場合は「プラント再生舗装技術指針」による。
- 2 再生クラッシャーランを構造物の基礎材として使用する場合は「プラント再生舗装技術指針」及び「コンクリート副産物の再利用に関する用途別暫定品質基準(案)」によるものとし、構造物の立地条件等を考慮して適正な品質のものを使用する。
なお、河川に関わる工事(低水護岸の水際工作物)のコンクリートブロック張(積)、石張(積)の基礎材として使用する場合は、アスファルト塊の混入したものを使用してはならない。
- 3 再生クラッシャーラン(RC-40)を河川に関わる工事(低水護岸の水際工作物)のコンクリートブロック張(積)・石張(積)の胴込・裏込材に使用する場合は、アスファルト塊は不可とし、かつ、すりへり減量が50%以下の品質のものを使用する。
- 4 再生骨材は、木屑、紙、プラスチック、レンガ等混入物を有害量含んではならない。

2-3 購入土の利用

本工事に使用する管路埋戻土材については、購入土(山土)を使用する予定である。

2-4 セメントコンクリート製品

本工事に使用するセメントコンクリート製品は、共通仕様書及び「コンクリート二次製品標準図集(案)[側溝・水路編]」(H12.3月近畿地建)(以下、「標準図集(案)」という。)によるものとし、使用に当たっては、品質証明書等を照合して確認した資料を事前に監督職員に提出し、確認を受けなければならない。

なお、「標準図集(案)」に示す構造規格(案)を満足する側溝等の使用に当たっては、監督職員の承諾を得て使用することができるものとし、それに係る請負代金の変更は行わないものとする。

ただし、設計図書等は設計変更の対象とする。

— 解説 —

「標準図集(案)」に示す構造規格を満足する側溝等とは、「標準図集(案)」に示す構造規格(案)に記載されている載荷条件・許容応力度の照査を満足した側溝等の製品をいい、「標準図集(案)」で規定している寸法規格に限定したものではない。

※参考

近畿管内における「標準図集(案)」の構造規格を満足した側溝等の製品を収録したものとして、「コンクリート二次製品市場製品図集(側溝・水路編)」(H12.3月 製造者5団体代表経営調査委員会編集)がある。

2-5 不正軽油の使用防止

- 1 軽油については、JIS規格軽油を使用すること。
- 2 燃料検査を実施する時は協力しなければならない。

第3章 施工計画書

3-1 施工計画書

共通仕様書第1章第1節1-1-6に規定する施工計画書の有無(有)

なお、施工計画書は工事着手前に提出するものとする。

また、施工計画書には工事現場の安全対策の充実と災害を未然に防止するため次の事項を具体的に記載するとともに、その記載内容に基づく現場施工の徹底を図ること。

1 現場組織表

現場代理人の夜間・休日の連絡先(携帯電話を含む)など緊急時の連絡先

2 緊急時の連絡体制

土木事務所関係(休日等含む)、市町村関係、警察署、消防署、労働基準監督署、救急病院、電力会社、NTT、ガス会社等の関係機関、地元役員等の名称及び連絡方法

3 緊急時の対応

(1) 気象予警報発令時等のパトロール等による現場状況の確認方法

(2) 状況に応じた現場対応体制と待機、出動基準及び連絡方法

(3) 緊急作業に必要な資機材の調達確保方法

(4) 総雨量や水位等の状況変化に伴う段階的な緊急作業内容とその開始基準

4 仮設計画

指定仮設、任意仮設を問わず仮設の具体的な構造及び施工方法

3-2 施工体制台帳等の作成・提出

請負者は、請負額3千万円以上の工事について、施工体制台帳(下請負契約書等添付)及び施工体系図を作成し、監督職員に提出しなければならない。

総合評価競争入札の工事の場合には

請負者は請負額にかかわらず、施工体制台帳（2次以下を含む全ての下請契約書等添付）及び施工体制図を作成し、監督職員に提出しなければならない。

施工体制台帳に添付の下請契約書記載金額により、入札時に提出した下請施工割合や府内企業の下請割合との比較表を提出しなければならない。

なお、府内企業の下請割合が入札時提出のものより低下した場合は、当該工事の入札公告に基づき成績評定の減点を行うものとする。

また、最終下請契約書の不備により当該率が算出できない場合は、履行できなかったものと取り扱うものとする。

3-3 共同施工計画書

請負者が経常建設共同企業体の場合は、共同企業体としての施工体制を確保するため、工事着手前に「共同施工計画書」（別記様式）を必ず提出しなければならない。

※上記に該当する場合は、従前の施工計画書と併せて共同施工計画書の提出が必要である。

第4章 工事の着手

4-1 始期日

本工事については、契約日以降に着手すること。また、現場施工期間は和東小学校が夏季休暇期間中のみとする。

第5章 工事現場発生品

5-1 特定建設資材の分別解体

本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（（平成12年法律第104号）。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「7 解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と請負者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

1 分別解体等の方法

	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解体方	①仮設	仮設工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

法	⑥その他 ()	その他の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
---	-------------	--	--

2 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材	受入場所	受入対象種別	受入期間及び受入時間	その他の受入条件
コンクリート殻 アスファルト殻	(有)和束砕石 和束町木屋宮ノ谷 1 0774-78-3816	アス塊(切削・掘削) コン塊(有筋・無筋)	日曜日、祝祭日を除く毎日 8時～16時30分 (夜間は16時30分～8時)	

5-2 建設発生土処理計画書・報告書の作成

- 1 請負者は、工事を施工する場合において、あらかじめ建設発生土処理計画書を作成し、施工計画書に含めて提出するものとする。
- 2 施工後は、数量が確認できる資料(図面、写真等)を添付した建設発生土処理報告書を提出すること。なお、これによりがたい場合は監督職員と協議の上その指示によること。

5-3 建設発生土の搬出

- 1 本工事の施工により発生する建設発生土は下表の場所に搬出するものとする。
受入条件は下表のとおりである。
ただし、やむを得ない理由により、上記により難しい場合は監督職員と協議の上、その指示によるものとし、設計変更の対象とする。

受入場所	受入期間及び受入時間	その他の受入条件
(財)城陽山砂利採取地整備公社 会社：城陽市寺田水度坂130 0774-55-9506	日曜日及び祝祭日を除く 午前8時30分～午後5時	岩の最大寸法は30×30×30cm以下に限る。 受入は、事前分析検査に合格した残土に限る。

5-4 建設副産物の搬出

- 1 本工事の施工により発生する建設副産物が発生する場合は下表の場所に搬出するものとする。
受入条件は下表のとおりである。
なお、搬出にあたっては、事前に監督職員と協議するものとする。
また、搬出に先立ち、受入施設に指定副産物の受入条件等を確認し、適正に処理を行うこと。
当該内容の変更にあたっては、監督職員と協議するものとする。

指定副産物	受入場所	受入対象種別	受入期間及び受入時間	その他の受入条件	

建設廃棄物を府外搬出する場合は、排出事業者（元請事業者）が自ら直接収集運搬する場合を除き、本府及び搬出先府県の収集運搬許可を取得している下請事業者に運搬収集を委託すること。

なお、次の場合は金額変更を伴う設計変更の対象とする。

- 1) 受入施設が受入量を超える等、処理不能状態となった場合
- 2) 発生した建設副産物の条件が、特記仕様書に明示されている条件と異なった場合
- 3) 処理業の不適正な行為を行政機関が確認した場合

第6章 工事材料の品質

6-1 品質証明書等

請負者は、工事に使用する材料のうち監督職員の指示した材料の使用に当たっては、その外観、品質証明書等を照合して確認した資料を事前に監督職員に提出し、確認を受けなければならない。

区分	確認材料名	適用
	全使用材料	

第7章 監督職員による検査（確認を含む）及び立会等

7-1 段階確認

請負者は、共通仕様書1-1-25の6に基づき実施すること。また、監督職員の指示した工種の施工段階において、段階確認を受けなければならない。この際、請負者は工種、細別、確認の予定時期、測定結果等を監督職員に書面により報告しなければならない。

ただし、段階確認の実施時期及び実施個所は監督職員が定めるものとする。

第8章 随時検査

8-1 随時検査

- 1 請負者は、監督職員の指示した工種の施工段階において、随時検査を受けなければならない。
- 2 随時検査は、検査日までに完成した出来形分について、技術的確認は行うが、給付の対象としない。
- 3 検査は、検査日までに完成した出来形を対象として契約図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行う。
 - (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。
 - (2) 工事管理状況について、書類、記録、写真、ビデオ等に基づき検査を行う。
- 4 請負者は、検査時に確認できる完成部分（部分完成を含む。）については、設計図書を複写して色分け（完成部分を赤色）して2部提出しなければならない。

5 請負者は、この検査により確認した出来型部分の工事目的物の引渡しは行わないものとし、引渡しまで善良に管理すること。

第9章 施工管理

9-1 品質管理試験

本工事の施工に伴い実施する品質管理試験は、品質管理基準に記載される「必須」項目及び「その他」項目について実施すること。

9-2 規格値

品質及び出来形の規格値は、土木工事施工管理基準及び規格値によるものとする。

9-3 レディーミクストコンクリート施工の品質確保

スランブ試験、圧縮強度試験、空気量測定については、少なくとも一回以上、監督職員立会の上、実施しなければならない。ただし、やむを得ない場合は監督職員の承諾を受けた上で、請負者のみで実施してもよい。

9-4 コンクリート構造物の品質管理試験

(コンクリートの単位水量測定)

1. 請負者は、レディーミクストコンクリート使用量が1日当たり100m³以上施工するコンクリート工において、「コンクリートの単位水量測定要領(案)」(以下、測定要領)に基づき、単位水量の測定を実施しなければならない。測定機器は、測定要領の「2. 測定機器」によるものとし、使用する機器を施工計画書に記載することとする。単位水量の測定は、測定要領の「5. 測定頻度」及び「6. 管理基準・測定結果と対応」により実施することとする。
2. 請負者は、コンクリートの単位水量測定を実施する場合は、事前に段階確認に係わる報告を所定の様式により監督職員に提出して、少なくとも1回は、段階確認を受けなければならない。
また監督職員から段階確認の実施について通知があった場合には、請負者は、段階確認を受けなければならない。

(ひび割れ調査)

1. 請負者は、高さが5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25m²以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工、トンネル及び高さが3m以上の堰・水門・樋門(いずれの工種についてもプレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは除く。)の施工に際し、施工完了時(埋戻し前)に「ひび割れ調査要領(案)」に基づき、調査を実施しなければならない。
2. 調査方法は、0.2mm以上のひび割れ幅について、展開図を作成するものとし、展開図に対応する写真についても提出しなければならない。
また、ひび割れ等変状の認められた部分をマーキングするものとする。
3. 請負者は、ひび割れ発生状況の調査を実施した結果を監督職員に提出することとする。

(テストハンマーによる強度推定調査)

1. 請負者は、高さが5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25m²以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工、トンネル及び高さが3m以上の堰・水門・樋門(いずれの工種についてもプレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは除く。)の施工に際し、施工完了時(埋戻し前)に「テストハンマーによる強度推定調査要領(案)」に基づき、調査を実施しなければならない。
2. テストハンマーによる強度推定調査は、鉄筋コンクリート擁壁、カルバート及びトンネルについては目地間を1構造物の単位とする。但し、100mを超えるトンネルについては100mを超えた箇所以降は、30m程度毎に1箇所を調査単位とする。その他の構造物については強度が同じブロックを1構造物の単位とし、各単位につき3カ所の調査を実施することとする。
3. 請負者は、テストハンマーによる強度推定調査を実施する場合は、事前に段階確認に係わる報告を所定の様式により監督職員に提出して、少なくとも1回は、段階確認を受けなければならない。
また監督職員から段階確認の実施について通知があった場合には、請負者は、段階確認を受けなければならない。
4. 請負者は、テストハンマーによる強度推定調査を実施した結果を監督職員に提出することとする。

9-5 六価クロム溶出試験(及びタンクリーチング試験)

本工事は、「六価クロム溶出試験(及びタンクリーチング試験)」の対象工事であり、「セメント及びセメント系固化材を使用した

改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）」に基づき試験を実施し、試験結果（計量証明書）を提出するものとする。
 また、土質条件、施工条件等により試験方法、検体数に変更が生じた場合には監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

9-6 工事書類の簡素化

- 1 別添「土木工事書類一覧表」に基づき実施するものとする。また、工事打合簿（指示、協議、承諾、施工計画書の提出は除く）、段階確認書、確認・立会書、夜間・休日作業届の書類を提出については、電子メールにて提出できるものとする。
- 2 土木工事共通仕様書（案）（平成16年2月）第1編第1章総則1-1-6施工計画書第2項について、軽微な変更の場合（工期や数量だけの変更等）は変更施工計画書の提出を不要とする。
- 3 土木工事共通仕様書（案）（平成16年2月）第1編第1章総則1-1-22支給材料及び貸与物件第5項については削除するものとする。
- 4 土木工事共通仕様書（案）（平成16年2月）第1編第1章総則1-1-34工事中の安全確保第10項で規定されている実施状況の報告については、検査時に提示し、内容報告（実施日時、場所、参加者、状況写真、実施項目等を記述）は提出しなければならない。使用した資料等は提示するものとし改めて提出しなくてよいものとする。
- 5 土木工事共通仕様書（案）（平成16年2月）第1編第1章総則1-1-43官公庁への手続き等第3項については削除するものとする。
- 6 土木工事共通仕様書（案）（平成16年2月）第1編第1章総則1-1-44施工時期及び施工時間の変更第2項で規定されている休日・夜間作業届については、発注者・請負者双方が「作業日及び作業時間」「作業場所」「作業理由」「作業内容」について把握していれば、改めて提出しなくてよいものとする。
- 7 これらに定められていない場合は、監督職員と協議するものとする。

第10章 工事中の安全確保

10-1 請負者による安全協議会の設置

一連の道路や河川において複数の工事箇所が存在する場合には、工事関係者間の十分な連携が図れるよう複数の請負者による安全協議会を設置し、互いに情報交換を行い、共同して工事現場の安全確保にあたること。

10-2 近接施工

- 1 本工事区間に隣接して下表のインフラ施設があるため、工事施工に際しては、監督職員の承諾を得た後に、関係官署と現地立会上、当該施設の位置、高さ、施設の状態等を確認し、保安対策について十分打合せを行い、支障を及ぼさないようにすること。保安対策の打合せを行った時は、「立会打合せ調書」に立会者の押印を求め、当該調書の写しを監督職員に提出すること。
 なお、打合せの結果、保安対策及び工法の変更が生じた場合は監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。
- 2 請負人の責により、当該施設に支障を及ぼした場合は、速やかに監督職員に報告するとともに、関係機関に連絡し、応急処置をとり、請負者の負担によりこれを補修しなければならない。

近接施設	管理者	設置場所	立会	移転申請状況

10-3 占用設備等の管理者

- 1 設備の有無については、下記に問い合わせを行うこと。

関西電力 京都営業所

TEL 075-611-2131（関電柱）

FAX 075-202-0008（関電ケーブル）

株NTT西日本一みやこ 設備部
TEL 075-752-4272 (NTT柱)
TEL 075-682-2973 (NTTケーブル)

和東町役場 建設事業課上下水道係
TEL 0774-78-3001
FAX 0774-78-2799

10-4 ダンプトラック等の過積載防止対策

請負者は、レディーミクストコンクリート、アスファルト混合物及び建設副産物（建設発生土、産業廃棄物等）の運搬にあたっては、出荷伝票、運搬伝票、計量伝票等（以下、「伝票等」という。）を整理・保管し、ダンプトラック等1台毎の積載量等を記入した運搬管理表（別添参照）を作成の上、検査時に提出しなければならない。

なお、伝票等については、監督職員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに、検査時に原本を提示しなければならない。

10-5 産業廃棄物運搬車両の表示等

1 自己（社）運搬の場合

(1) 収集運搬車両の両側面に鮮明に識別しやすい文字の色で次の内容の表示を行うこと。

- ・「産業廃棄物運搬車」の文字（同 140ポイント以上（5cm以上））
- ・事業者の氏名又は名称（同 90ポイント以上（3cm以上））

(2) 収集運搬車両は、次の内容が記載された書面を備え付けること。

- ・「氏名又は名称及び住所」、「運搬する産業廃棄物の種類及び数量」、「運搬する産業廃棄物の積載日」「積載した事業場の名称、所在地及び連絡先」「運搬先の事業場の名称、所在地及び連絡先」

2 許可業者に運搬を委託する場合

(1) 収集運搬車両の両側面に鮮明に識別しやすい文字の色で次の内容の表示がされている業者に委託すること。

- ・「産業廃棄物運搬車」の文字（JIS Z8305 140ポイント以上（5cm以上））
- ・許可業者の氏名又は名称（同 90ポイント以上（3cm以上））
- ・統一許可番号（下6桁）（同 90ポイント以上（3cm以上））

(2) 収集運搬車両に次の書面が備え付けられている業者に委託すること。

- ・産業廃棄物収集運搬業の許可証の写し
- ・産業廃棄物管理票（マニフェスト）

3 提出資料

工事完成時に産業廃棄物の収集運搬車両への表示状況が確認できる写真を提出すること。

第11章 環境対策

11-1 低騒音型・超低騒音型の使用

本工事箇所は、特に生活環境を保全する必要がある地域であるので、施工に当たっては、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定に基づき指定された建設機械を使用すること。

11-2 環境等の保全

工事車両や建設機械のアイドリングストップを励行すること。

原則として省エネルギー、省資源に配慮した建設資材や建設機械等を使用すること。

建設資材：「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（グリーン購入法）」に規定されている環境ラベル「エコマーク」

付の建設資材等
 建設機械：「エネルギーの合理化に関する法律（省エネ法）」に規定されている「エネルギー消費効率に優れたガソリン貨物自動車」等
 調整池（沈砂池）の設置や大規模な裸地の出現防止のため段階的に工事を行う等、流末の水環境の保全を図ること。
 地域における伝統的行祭事等の実施が円滑に行われるよう地元等と十分に調整の上、工事を実施すること。

第12章 交通安全管理

12-1 安全施設類

標識類、防護柵等の安全施設類については、現場条件に応じて設置する他、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行い実施すること。

なお、打合せの結果または、条件変更等に伴い、道路保安施設設置基準（案）以上の保安施設類が必要な場合は監督職員と協議するものとし設計変更の対象とする。

交通誘導員については、下表のとおり計上しているが、道路管理者、所轄警察署等と打合せの結果又は、条件変更に伴い員数等に増減が生じた場合は、監督職員と協議の上設計変更の対象とする。

配置場所	交通誘導員
工事施工区間	20人

請負者は、施工に先立ち作成する施工計画書に、安全施設类等設置計画を作成し、監督職員に提出すること。
 請負者は、工事期間中の安全施設类等の設置状況が判明できるよう写真等を整備し、完成検査時に提出しなければならない。

12-2 車両の点検

工事車両特にダブルタイヤ装着のダンプトラックについては、一般道に出る前にタイヤの間に石等の異物が挟まっていないことを確認し、石等の落下による事故防止に努めること。それを怠り第三者に被害を与えた場合は請負者の責任のもと円満に解決を図ること。

第13章 官公庁への手続等

13-1 支障物件等

本工事区間内の支障物件は下表のとおりである。請負者は各企業と連絡を十分行うこと。

支障物件	管理者	位置	企業者との協議	移設時期	工事方法	立会

第14章 仮設工

14-1 手すり先行型足場

請負者は、足場工の施工にあたり、枠組み足場を設置する場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン（厚生労働省 平成15年4月）」によるものとし、手すり先行工法の方式を採用した足場に、二段手すり及び幅木の機能を有するものでなければならない。

第15章 届出等

15-1 届出等

請負者は、工事の施工に当り、暴力団等からの不当要求又は工事妨害等を受けた場合は、速やかに所轄の警察署に届け出るとともに監督職員に報告すること。

請負者は、発注者及び所轄の警察署と協力して、不当要求又は工事妨害等の排除対策を講じること。

第16章 工事成績評定

16-1 高度技術・創意工夫等の評価について

請負者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時までに別紙-1「高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況」の様式により提出することができる。

第17章 その他

17-1 準備費について

準備及び後片付け、調査・測量、丁張り等、伐開、除根、除草、整地、段切り、すり付け等の作業は、共通仮設費の率計算に含まれる。

第18章 コリンズ登録

18-1 コリンズ登録について

請負者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報サービス（コリンズ）に基づき、受注・変更・竣工・訂正時に「工事实績データ」を作成し、監督職員の確認を受けた上、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後10日以内に、訂正時は適宜登録期間に登録申請しなければならない。

また登録完了後は「登録内容確認書」の1部を監督職員に提出しなければならない。

なお変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。